

日本獣医学会シンポジウム(日本法獣医学会) 「法獣医学の世界」

法獣医学における動物虐待の診断: 大学での取り組み

木原友子(助教)

日本獣医生命科学大学・シェルターメディスン社会連携講座

1. はじめに

動物虐待とは、動物に不必要な痛み、苦痛を与える非人道的な行為とされ、児童虐待と同様に、身体的虐待、ネグレクト、性虐待、心理的虐待等に分類される。本邦においては、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)等において罰則が規定される犯罪行為に該当し、警察庁の統計資料によると、動物愛護管理法違反の検挙件数は増加の一途を辿っている。また、令和2年6月1日より改正動物愛護管理法が施行され、動物虐待の罰則強化とともに、獣医師には動物虐待の通報義務が課せられ、動物虐待の獣医学的評価と、早期発見・早期対応が社会から期待されている。本稿では、法律に関する、もしくは関する可能性のある獣医学的事項を考究する学問である法獣医学の実際として、動物虐待の診断を中心に、大学における取り組みの一端を紹介する。

2. 動物の不審死体の解剖調査

本学では、平成28年より行政および警察の依頼により動物の不審死体の解剖検査を承っている。警察の依頼においては、鑑定処分許可状や鑑定嘱託書に戻づく鑑定業務を行うこともある。本学においては動物種や品種に制限を設けずに、伴侶動物を始めとし、飼育下の別に関わらず野生動物に至るまで、あらゆる動物の不審死体の検査依頼を引き受けている。動物虐待の形態は様々であり、ときに虐待の種類は重複する。動物がどのような加害行為を受けていたのか、その行為が死因にどの程度寄与しているのか等を鑑定するため、解剖検査を始め、画像検査、DNA検査、藻類検査、薬毒物検査等の結果と、発見時の状況を踏まえ総合的に判断することが重要となる。

3. 多頭飼育崩壊の現地調査および生体診察

多頭飼育崩壊とは、複数頭の動物を飼養し、必要な世話を怠ったり、損傷や疾病の治療をせずに放置するといったネグレクトをいう。動物福祉という概念が広く普及していない本邦においては、動物には餌と寝床を与えていれば良いといった前時代的な飼養管

理が行われ、地域においても問題視されず、容認されてしまうことも多く、動物虐待と不適切飼養の線引きが問題となっている。本来、不適切飼養と動物虐待は連続的な変化であり、1日で全身の毛玉や指に食い込むような巻き爪が形成されることはない。不適切な飼養管理によって動物が死亡したり、衰弱していれば、獣医学的にネグレクトと判断する。多頭飼育崩壊において、飼養頭数が多いことは言い訳にならず、飼養管理に充てる人材を増やす、飼養頭数を減らす、動物を飼わないといった対策を取るしかない。行政の指導にも従わず、頑なに動物福祉を損なう飼養管理を継続する事例では法執行機関の判断を仰ぐ他に対応の選択肢はなく、本学では法執行機関の判断材料となる獣医学的調査および資料作成を承っている。

4. 最後に

動物虐待は、動物福祉を損なうだけでなく、地域の安全を脅かす犯罪行為であり、対人暴力や家庭内暴力との関連性が示唆されている。国際的にも虐待等の暴力の問題は、個人間では解決できない公衆衛生学的課題と認識されつつあり、人に関する暴力においては医学および医療関係者が対応するのと同様に、動物に関する暴力においては獣医学および獣医療関係者にその対応が求められており、今後も動物虐待の調査研究の継続と拡充が必要である。

【講演者略歴】

2006年 共立薬科大学薬学部薬学科卒業

2006年-2009年 医療法人慈生会丸山記念総合病院

2016年 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科卒業

2021年 東京大学大学院医学系研究科社会医学専攻博士課程修了

2021-2022年 日本獣医生命科学大学ポスドクター
2022年- 現職